

「長野県議会基本条例（案）要綱」に対するご意見と、それに対する長野県議会基本条例制定調査会の考え方

- | | | |
|---|----------|---------------------------|
| 1 | ご意見の募集期間 | 平成21年7月6日（月）～平成21年8月4日（火） |
| 2 | 受付数 | 2通 |
| 3 | ご意見の件数 | 6件 |

番号	章	項目（ページ）	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
1	前文・第1章 総則	議会の位置付けについて	<p>県議会基本条例（案）要綱の基本方針で、①知事等の事務執行に対する監視機能の強化。②政策立案及び提言に関する能力の向上。③議員相互間の討議の活用。④県民意見を把握し県政に反映させるとしています。これはこれで、議会の役割を網羅した基本方針だと思います。</p> <p>しかしながら、議会の「位置付け」が、栗山町のように議員がそれぞれ住民代表であり「討論の広場として」しっかりと位置づけられているのでしょうか？</p> <p>言われている2000年の地方分権一括法の制定は、あくまでそのきっかけにすぎないと思います。従来国→県→市町村という上からの発想を超えて、住民→議会→国という「住民自治」の視点から捉える必要があると思います。（栗山町議会基本条例前文との比較により）</p>	<p>ご意見の趣旨のうち、議会が住民の代表機関であることは、前文における「住民が地方公共団体の長及び議会の議員を直接選挙するという二代表制の一翼を担う存在として」の文言に含まれているものと考えます。</p> <p>また、「討論の広場として」という表現を直接用いてはおりませんが、ご意見の趣旨については、前文における「合議制の機関として適切な運営を行うこと」及び「第1章 総則」の「3 基本方針」ウにおける「議員相互間の討議を活用する等合議制の機関として適切な運営を行うこと」に含まれているものと考えます。</p>
2	第1章 総則・第4章 議会の運営	議員相互間の討議について（P.2,4）	<p>議員のスタイル変更について。</p> <p>これまでの執行部に疑義を質すという議員スタイルから、「議員同士の自由討議（討論と違い何回でもできる）」がしっかり行われなければ新しい議会の役割が果たされないと考えます。</p> <p>今行われている「討論」は賛否の理由付けのためで、決して議論を深めることにはならないし、討論を聞いてから「表決」を決めるという議員はほとんどいないのではないかと。</p> <p>そういった意味で今回の県議会基本条例は、会議規則に「討議」を盛り込んでおられるのでしょうか？（須坂市議会ではこの辺の改正は既に行っています）</p>	<p>議員相互間の討議については重要であると考えており、「第1章 総則」の「3 基本方針」ウや、「第4章 議会の運営」の「12 議会の運営」（2）で「議員相互間の討議の活用」を明記しております。</p> <p>この項目が実効性を伴うものとなるような取組を進める必要があると考えます。</p>

番号	章	項目 (ページ)	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
3	第2章 議会の監視機能の強化	8 議案の審議等 (P.3)	執行部と対立関係にあった田中県政時代に議員提案で制定された「高等学校設置条例第3条」を残したまま、このような規定を設けられるのでしょうか。	<p>「8 議案の審議等」については、議会は、知事から提出された議案を審議するに当たり論点を明らかにすること及び議会の充実した審議に資するよう、知事等は、知事が提出した議案における基本計画に関する政策及び施策について、審議を深めるために必要となる事項を説明するよう努めなければならないことを趣旨として規定したものです。</p> <p>ご意見の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、高等学校設置条例第3条は、高校の廃止には議会の同意が必要とされているにもかかわらず、実質的に廃校同然となった段階で議会に廃止の同意を求める事態とならないよう、高校を統廃合する場合の議会の同意を得る時期を明確（当該高校の生徒募集定員を決定する前）にするため提案されたものであり、本項目とは趣旨が異なるものと考えます。</p>
4	第2章 議会の監視機能の強化	9 議会の決議等の尊重等 (P.3)	予算のお手盛りと非難されないよう、節度ある対応をお願いします。	<p>「9 議会の決議等の尊重等」(2)については、予算編成権及び予算提案権は知事に専属しており、地方自治法第97条第2項ただし書きにより、議会による予算の修正にも限度があることから、議会活動に関する予算の調製に当たり、知事は、必要な議会活動の実施に配慮するよう努めることを規定したものです。</p> <p>貴重なご意見として承ります。</p>
5	その他	議員と執行機関との関係について	<p>首長も議員も住民から直接選挙で選出される「二元代表制」の一翼を担っていることは盛り込まれていますが、国会の議院内閣制と異なり全議員は執行機関に対して「野党の立場にある」ということを明記されたらいかがでしょうか？</p> <p>首長に対して全ての議員は提案された議案が住民にどのような影響があるか。是々非々の態度で臨む、「議会に与野党関係はない」このことが確認されていなければならない。これが議会基本条例制定の根幹にあると思います。</p> <p>(今県議会は「知事与党・野党」という関係がはっきりしているように思われますが・・・)</p>	<p>ご意見の趣旨については、「第2章 議会の監視機能の強化」の「6 監視及び評価」中、「議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を保持しながら、知事等の事務の執行が、適正に、かつ、公平性及び効率性をもって行われているかどうかを監視するものとする」に含まれているものと考えます。</p>

番号	章	項目 (ページ)	ご意見の内容	ご意見に対する制定調査会の考え方
6	その他	反問権について	<p>県議会の基本条例では、知事の「反問権」が盛り込まれていない。</p> <p>この点について会場（※）での質疑に保科会長さんは、①栗山町等を除けば、他議会でもほとんど（本当の意味で）採用されていない。②田中前知事のとくに議会が混乱した。③（質問の趣旨を質すことであれば）議長の議事整理権で事足りていることから、議論はしたが「反問権」の採用はしなかったと説明されました。</p> <p>外から見ていると、田中前知事時代の方が、混乱というより議会が活性化していたように思われますが、改めて全国に先駆けて！という視点での検討はされないのでしょうか。</p> <p>※ 7月10日に県庁講堂で開催された第5回長野県議会地方自治政策課題研修会</p>	<p>反問権については、骨子案を策定した議会基本条例研究会における検討の過程において、「質問の質の向上につながることから反問権を入れるべきである」とする意見や、「知事は強力な執行権を有しているのみならず、知事を支える職員等の組織体制が議会とは比較にならないほど充実していることもあり、制限なく反問する権限を認めることは混乱を招くおそれがある」「議員の質問趣旨の明確化は議長の議事整理権で対応が可能である」など様々な意見があったことから、骨子案に盛り込まないこととされました。</p>